



JASDAQ

平成 25 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 大戸屋ホールディングス
代表者名 代表取締役会長 三森 久実
(J A S D A Q ・ コード 2 7 0 5)
問 合 せ 先
役職・氏名 専務取締役経営企画部長 濱田 寛明
電 話 0 4 2 2 - 2 6 - 2 6 0 0

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 25 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社グループは、「家庭食の代行業」として、心のこもった美味しい料理をお値打ち価格で提供するため、セントラルキッチンを持たない、店内調理にこだわった定食チェーンとして成長して参りました。国内においては、当社子会社の直営店舗（以下「直営店舗」という。）の積極的な新規出店と既存店舗の活性化に重点を置くとともに、グランドメニュー（通常メニュー）の改定を行い、野菜を中心とした新メニューの導入と既存商品のクオリティの向上、白米から無料で変更可能な「雑穀ご飯」の全店導入等、顧客満足度の向上及び競合他社との差別化に努めて参りました。フランチャイズ事業については、フランチャイズ加盟者の募集とフランチャイズ加盟店舗の新規出店を行うとともに、各種販売促進活動の実施に鋭意取り組んで参りました。海外においては、直営店舗の新規出店と既存店舗の収益性向上に注力するとともに、海外フランチャイズ店舗に対する経営指導を行って参りました。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により福島第一原発事故が発生し、農産物の放射能汚染が消費者の不安を招いたことから、当社グループでは、使用食材の第三者機関への検査委託に加え、自社内で細菌及び放射線検査を実施する「衛生研究室」を新設し、多重的な検査体制の整備に注力して参りました。

今回の新株式発行による調達資金により、国内における直営店舗の新規出店及び既存店舗の改装を行い、収益力向上・ブランド力向上を図り、国内営業基盤をより強固なものにして参ります。同時に、タイ王国における子会社の既存店舗の増築・改修及び運転資金並びにシンガポール共和国における子会社の運転資金に充当することで、海外店舗においても「大戸屋ブランド」を確立・浸透させ、競合他社との差別化戦略を推し進めるほか、中国における事業展開を図るための合弁会社を全家便利商店股份有限公司（Taiwan FamilyMart Co., Ltd.）と共同で設立し、海外事業を拡大して参ります。また、資本増強による財務体質の一層の強化を図り、不透明な経済環境に左右されない強固な財務基盤を確立して参ります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,200,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年3月5日(火)から平成25年3月7日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年3月12日(火)から平成25年3月14日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 窪田健一に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 180,000株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

証券株式会社が当社株主から 180,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 窪田健一に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 180,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される
及 び 資 本 準 備 金 資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数
の 額 が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資
本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減
じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成 25 年 3 月 26 日(火)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成 25 年 3 月 27 日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記 (5) 記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 窪田健一に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、オーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から180,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、180,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成25年2月25日（月）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式180,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成25年3月27日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年3月19日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,800,000株	（平成25年2月25日現在）
公募増資による増加株式数	1,200,000株	
公募増資後の発行済株式総数	7,000,000株	
第三者割当増資による増加株式数	180,000株	（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	7,180,000株	（注）

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,468,295,500 円については、1,368,295,500 円を平成 27 年 3 月末までに当社子会社への投融資資金に、100,000,000 円を平成 26 年 3 月末までに中国における全家便利商店股份有限公司 (Taiwan FamilyMart Co., Ltd.) との合弁会社の設立出資資金に充当する予定であります。

投融資先の資金使途については、平成 25 年 4 月から平成 27 年 3 月末までに 1,293,295,500 円を株式会社大戸屋における国内店舗の新規出店費用 (25 店舗) 及び改装費用 (全面改装 5 店舗及び部分改装 10 店舗) に、平成 25 年 4 月から平成 25 年 6 月末までに 50,000,000 円を OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. *における運転資金に、平成 25 年 3 月から平成 25 年 6 月末までに 20,000,000 円を M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. *における既存店舗の増築・改修及び運転資金に、5,000,000 円を OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. *における増資資金にそれぞれ充当する予定であります。

※ OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. は、シンガポール共和国において飲食事業の直営展開を行っております。

※ M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. は、タイ王国において飲食事業の運営を行っております。

※ OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. は、タイ王国においてプライベートブランド商品 (焼魚に使用する魚の加工品) に係る品質管理事業を行っております。

当社グループの設備計画 (進行中及び計画中の主なもの) の内容については、平成 25 年 2 月 25 日現在 (ただし、既支払額については平成 25 年 1 月 31 日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		増加客席数
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社 大戸屋	田端アスカタワー店 (東京都北区)	国内直営 事業	店舗設備	43,874	—	自己資金及び借入金	平成 25 年 2 月	平成 25 年 3 月	52
	浅草橋店 (東京都台東区)	国内直営 事業	店舗設備	40,259	7,260	自己資金及び借入金	平成 25 年 2 月	平成 25 年 3 月	60
	モラージュ 菖蒲店 (埼玉県久喜市)	国内直営 事業	店舗設備	50,821	—	自己資金、借入金 及び当社からの投 融資資金	平成 25 年 4 月	平成 25 年 5 月	70
M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.	みつもり (タイ王国バン コク市)	海外直営 事業	店舗設備	10,000	—	自己資金、借入金 及び当社からの投 融資資金	平成 25 年 2 月	平成 25 年 4 月	14
AMERICA OOTOYA INC.	タイムズスクウ ェア店 (アメリカ合衆 国ニューヨーク 州)	海外直営 事業	店舗設備	104,160	13,918	自己資金及び借入金	平成 24 年 11 月	平成 25 年 5 月	64

- (注) 1 投資予定金額には、敷金及び保証金が含まれております。
- 2 上記の既支払額の一部には、消費税等は含まれております。
- 3 「当社からの投融資資金」は、当社が今回の一般募集及び本件第三者割当増資による調達資金を子会社へ投融資するものです。
- 4 上記の株式会社大戸屋の設備計画については経営会議にて既に承認された 3 店舗のみを記載しておりますが、平成 25 年 4 月から平成 27 年 3 月末までの間に、モラージュ 菖蒲店を含む新規出店 25 店舗及び既存店舗の改装 15 店舗 (全面改装 5 店舗並びに部分改装 10 店舗) を予定しております。なお、当該期間における株式会社大戸屋の店舗設備に係る投資予定金額は総額 1,475,821 千円であり、自己資金、借入金のほか当社からの投融資により調達する予定です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

平成 22 年 3 月 1 日付当社取締役会決議に基づき実施した公募増資及び第三者割当増資による調達資金 497,125,000 円については、30 百万円をベトナムにおける合弁会社設立資金、170 百万円を国内外の植物工場の設備投資資金、残額を国内店舗の新規出店費用及び改装費用に充当することを予定しておりました。

しかしながら、ベトナムにおける合弁会社設立については、当地における外資に対する規制等の事情により、予定していた時期までに当該合弁会社を設立することが困難となりました。また、国内外における植物工場の設備増設及び新設については、高栄養価の葉物野菜の栽培を実現するための生産技術の確立が予定していた時期までには困難であったため、当該設備増設及び新設を中止いたしました。

これにより、当初の投資計画を見直し、より直接的に当社の利益成長につながる資金用途への充当を優先することが株主の皆様への利益に資するものと判断し、結果として、上記調達資金の全額を国内店舗の新規出店費用及び改装費用に充当いたしました。

なお、植物工場に関しましては、既存の完全人工光型植物工場「大戸屋 GREEN ROOM」において、食の安全・安心に対する消費者ニーズにお応えするべく、無農薬且つ高品質な葉物野菜の生産技術の確立に向けた研究開発を進めております。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、上記(1)記載のとおり充当することにより、当社グループの中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の1つと認識しており、収益力の向上及び財務体質の改善を以って安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様に対し長期的、かつ安定的な配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を行うことができる旨を定めており、中間配当の決定機関は取締役会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等、将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の企業体質の強化及び今後の事業活動の充実並びに拡充に活用する所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	8.84 円	27.76 円	45.66 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	20.00 円 (- 円)	20.00 円 (- 円)	30.00 円 (10.00 円)
実績連結配当性向	226.3%	72.0%	65.7%
自己資本連結当期純利益率	2.1%	6.8%	10.9%
連結純資産配当率	5.2%	4.9%	7.1%

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益を連結貸借対照表の自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首1株当たり連結純資産と期末1株当たり連結純資産の平均)で除した数値であります。
4. 平成24年3月期の1株当たり年間配当金30円には、特別配当10円を含んでおります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数の上限(前記<ご参考>2.(注)を参照のこと)に対する下記の新株発行予定残数の比率は0.42%となる見込みです。

ストックオプションの状況(平成25年2月25日現在)

株主総会決議日	新株予約権の目的となる株式の数(残数)	行使時の払込金額	行使期間
平成23年6月24日	30,000株	979円	平成26年6月16日から平成31年6月15日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成22年3月16日	一般募集 440,250千円	687,325千円	605,525千円
平成22年3月29日	第三者割当増資 73,375千円	724,012千円	642,212千円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	947円	840円	876円	979円
高値	1,045円	1,000円	1,047円	1,300円
安値	828円	739円	840円	899円
終値	840円	875円	979円	1,276円
株価収益率	95.0倍	31.5倍	21.4倍	—

- (注) 1. 株価は、平成22年3月期に関しては株式会社ジャスダック証券取引所(現株式会社大阪証券取引所)、平成23年3月期から平成25年3月期までに関しては株式会社大阪証券取引所におけるものであります。
2. 平成25年3月期の株価については、平成25年2月22日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

ご注意: この文書は、当社の新株発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である三森久実及び窪田健一は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による当社普通株式の発行、ストックオプションの行使による当社普通株式の発行又は譲渡等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。